

鹿沼市 介護予防・日常生活支援総合事業利用の流れ

- ・総合事業は要支援認定者、事業対象者、65歳以上の方が利用できるサービスです。
- ・65歳以上の方がホームヘルプサービスやデイサービスのみ利用する場合は、事業対象者（基本チェックリスト）申請で、サービス利用を開始することができます。
- ・要支援認定を受けている方が認定の有効期間が切れる時に、要介護（要支援）認定の更新申請ではなく、基本チェックリストによる事業対象者申請を選択することもできます。
- ・事業対象者の方が利用できるサービスは、週1～2回程度のホームヘルプサービスと、週1回程度のデイサービスです。

